

各医療機関の長様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長
(公印省略)高松市保健所長
(公印省略)

麻疹発生報告数の増加に伴う注意喚起について(協力依頼)

日頃から、本県の感染症対策について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省から国内における麻疹発生報告数の増加に伴う注意喚起について、次のとおり情報提供がありましたのでお知らせします。

麻疹は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める五類感染症であり、「麻疹に関する特定感染症予防指針(平成19年12月28日厚生労働省告示第442号)」において、麻疹を診断した医師の届出については、診断後直ちに行うこととされています。

また、臨床診断をした時点でまず臨床診断例として届出を行うとともに、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定の実施と、環境保健研究センターでのウイルス遺伝子検査等の実施のための検体の提出をお願いしているところです。

つきましては、麻疹患者と診断した場合は、直ちに最寄りの保健所に御連絡をお願いします。

今後とも、本県の感染症対策に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

<平成31年2月18日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知(概要)>

今般、関西地方において麻疹患者数の増加が報告されています。今後、麻疹患者の移動等により、広範な地域において患者が発生し、医療機関を受診する可能性があり、下記について広く周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと。
- 2 麻疹と診断した場合には、都道府県知事等へ直ちに届け出ること、また、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること。

医師による麻疹届出ガイドライン 第五版

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline03_20160309.pdf

香川県健康福祉部薬務感染症対策課 結核・感染症グループ TEL:087-832-3302(直通)
高松市保健所 感染症対策室 TEL:087-839-2870